

平成27年10月1日

下妻市財政課

## 中間前金払制度の導入について

下妻市では、公共工事の適正な施工の確保と受注企業及び下請企業の資金の円滑化を図るため、平成27年10月1日以降に入札通知・公告する案件から中間前金払制度を導入します。

### 1. 中間前金払の対象工事

- ・当初の請負金額が500万円以上の工事
- ・当初の前金払の支払いを受けている工事

### 2. 中間前金払の範囲

- ・当初の前金払（現行：請負代金の4割）に追加して、請負代金の2割以内

### 3. 中間前金払を請求できる条件

工期の2分の1を経過していること。

工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきとされている作業が行われていること。

工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。

以上のすべての要件を満たしていることが必要です。

### 4. 中間前金払の認定に必要な書類及び事務の流れ

受注者は「中間前金払認定申請書（様式1）」及び「工事履行報告書（様式2）」を契約担当課に提出。

受注者は「工事履行報告書（様式2）」の記入内容について、申請前に監督職員と事前協議し確認を得ること。

契約担当課は、「中間前金払認定（非認定）通知書（様式3）」を、申請があった日から原則7日以内に受注者に通知する。

認定を受けた受注者は、保証事業会社の発行する「中間前払金保証書」とあわせて「請求書」を契約担当課に提出。

契約担当課で受付後、工事発注課は、請求があった日から14日以内に支払う。